

平成26年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年9月18日(木曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第10 | 発委第 1号 | 議員の派遣について
(委員長提出) |
| 日程第11 | 請願第 1号 | 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書に関する請願書
(教育民生常任委員長報告) |
| 日程第12 | 請願第 2号 | 町道薬利後沢線側溝整備に関する請願書
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第13 | 陳情第 1号 | 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情書
(総務企画常任委員長報告) |

- 日程第14 陳情第 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書
(教育民生常任委員長報告)
- 日程第15 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)
- 日程第16 陳情第 4号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を
求める陳情 (総務企画常任委員長報告)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第2号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書の提出について
(教育民生常任委員長提出)
- 追加日程第2 発委第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
の提出について (教育民生常任委員長提出)
-

出席議員(15名)

1番	鈴木 繁 君	2番	阿 部 健 君
3番	石 川 和 美 君	4番	佐 藤 信 親 君
5番	益 子 輝 夫 君	6番	大 森 富 夫 君
7番	塚 田 秀 知 君	8番	益 子 明 美 君
9番	岩 村 文 郎 君	10番	川 上 要 一 君
11番	阿久津 武 之 君	12番	橋 本 操 君
13番	石 田 彬 良 君	14番	小 川 洋 一 君
15番	大 金 市 美 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	佐 藤 良 美 君
教 育 長	小 川 成 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	塚 原 富 太 君
総 務 課 長	益 子 実 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	小 室 金代志 君	住 民 生 活 課 長	橋 本 民 夫 君

環境総合推進 室長補佐	沼田 一也 君	健康福祉課長	小川 一好 君
建設課長	山本 勇 君	農林振興課長	星 康美 君
商工観光課長	大金 清 君	総合窓口課長	薄井 健一 君
上下水道課長	秋元 彦丈 君	農業委員会 事務局長	鈴木 真也 君
学校教育課長	長谷川 幸子 君	生涯学習課長	穴山 喜一郎 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋 了寿	書記	岩村 房行
書記	加藤 啓子	書記	藤田 善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大田市美君） ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎認定第1号～認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大田市美君） 日程第1、認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上、9議案を一括議題といたします。
- 本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、佐藤信親君。

〔決算審査特別委員長 佐藤信親君登壇〕

○決算審査特別委員長（佐藤信親君） おはようございます。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上、9会計決算については、平成26年9月9日から17日まで、関係課長等の説明を求め慎重に審査いたしました。

各会計の決算の審査結果については、一般会計、各特別会計及び水道事業について文書をもって報告しましたとおり、本委員会において全て賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局、室の審査の際に申し上げましたが、特に審査報告には決算審査特別委員会意見等として、1つ、税等の収納状況については、昨年度と比較して収納状況が向上したものもあり、努力の成果が認められるが、滞納整理になお一層の努力をされたい。

2、小川地区におけるケーブルテレビの加入率の向上を図るとともに、指定管理者制度の検証を行い、ケーブルテレビ事業特別会計に対する一般会計からの繰入金の削減を図られたい。

3、不用額が多額に上がっている科目もあるので、行財政改革の上でも予算の積算及び執行に当たっては慎重な対応を図られたい。

4、行財政改革を推進する中ではあるが、少子高齢化の進展と子育て環境に対応するため、事務分担や組織の見直しを図られたい等の意見を付して報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

認定第1号 平成25年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

認定第2号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

認定第3号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、

委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

認定第4号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

[「異議あり」「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

認定第5号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第6号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第7号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第8号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第9号 平成25年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま、佐藤委員長から決算審査特別委員会の報告がございました。決算審査に当たりましては、8日から昨日、17日まで長期にわたり、皆様からたくさんのご提言等頂戴いたしました。

本日の報告書に盛り込まれている内容及び各担当課にご提言いただきました内容につきましては、私ども慎重に精査をして、そしてできるものはきょうから、本年度、平成26年度下半期、そして来年度の予算、あるいは将来にわたって計画等に反映させてまいりたいと考えております。

一般会計及び各特別会計、水道事業の決算につきましてご認定をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長（石田彬良君） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

1つは、当町議会の行政調査として議会改革に関する調査を行うため、宮城県柴田郡大河原町に子育て支援に係る事業内容調査のために、宮城県利府町へ全議員の派遣について提案するものであります。

もう1つは、毎年、栃木県町村議会議長会主催により開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員が出席するため、議員の派遣について提案するものであります。

議員全員の賛同を賜り議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、請願第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

この件に関しましては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしました。委員会で審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 教育民生常任委員会の審査結果について、報告いたします。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願の採択については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この請願は、8月11日に一般社団法人栃木県聴覚者障害協会理事長から提出されたもので、紹介議員は川上要一議員であり、請願の内容は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること

について、採択の上、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

手話は聴覚が不自由な方にとって非常に重要な情報伝達手段であり、総会や会議、催し物の際、また、テレビのニュースにおいても手話通訳者がいて配慮されているなど、既に広く国民に普及しております。この手話について、国において法制化を進めてほしいという本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

請願第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） ただいま教育民生常任委員長から発委第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第1、発委第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることといたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は先ほど採択されました「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願の採択についてに基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第12、請願第2号 町道薬利後沢線側溝整備に関する請願書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤信親君。

〔産業建設常任委員長 佐藤信親君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤信親君） 産業建設常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

町道薬利後沢線側溝整備に関する請願書については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この請願は、8月18日に小川第10区行政区長から、同区班長5名及び関係者11名の署名を添えて提出されたもので、紹介議員は橋本 操議員及び鈴木 繁議員であります。

請願の内容は、町道薬利後沢線は地域において路肩、のり面の草刈りや支障木の伐採などを行い、その維持管理に協力しているところであります。そのうち1.6キロメートルの区間はそのほとんどが土側溝であり、排水施設がない300メートルについては側溝としての機能

が失われております。この状態が続けば、舗装路面や路肩の洗掘が避けられず、町道管理者においての側溝整備を請願するものであります。この件については、特に排水施設がない300メートル区間については、降雨のたびに排水が道路にあふれ、早急な整備が必要であると認めました。

道路所管課においては、将来的に道路整備計画の考えがあるとのことで、当委員会としては本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、当地の側溝整備の必要性を認める点で採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号 町道薬利後沢線側溝整備に関する請願書に対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、このままの状態でちょっと休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第13、陳情第1号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、益子輝夫君。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君登壇〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） それでは、陳情第1号について委員長報告をさせていただきます。

総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、8月11日に戦争をさせない全国署名栃木県連絡会共同代表太田うるおう氏から提出されたものであり、陳情の内容は、政府が行った集団的自衛権の行使を容認する閣議決定について、一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、近代立憲主義の根本を破壊するもので認めることはできない。また、閣議決定を撤回すべきという点について議会としても同意され、採択の上、政府関係機関に対して閣議決定の撤回を求める意見書を提出してほしいというものであります。

陳情内容に含まれる問題は、国の問題であるとともに現下の国際情勢や外交政策に深くかかわっており、非常に繊細かつ微妙なものと考えられるものであります。陳情者の主張は理解し得る点もあり、その主張をことさら否定するものではありませんが、他方、賛同するとまでは認めがたいものであります。

よって、本陳情の趣旨は賛同でき得るものも一部認められますが、採択すべきものとまでは認めがたく、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森議員。

○6番（大森富夫君） 趣旨説明がよくわかりません。矛盾したような趣旨説明ではこの内容が理解できません。

陳情書は、一閣議でもってこれまでの歴史を覆すようなことをしたわけでありますから、その撤回を求めるようなことを地方議会がするのは当然のことであるというふうに思いますので、これは採択すべきだというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「答弁を求めます」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 益子委員長。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 審査結果、審査委員会で、総務常任委員会で話し合われた内容について報告します。

いろいろなことが出されました。今の国際情勢とか、あるいは中国や朝鮮の問題、こういう情勢に伴って、個別的な自衛じゃなくて集団的な自衛が必要なんじゃないかと。それと、この法律が通ったからといって、すぐ戦争になるわけではないだろうというような声もありました。その他いろいろ出されました。そういう点で、今この情勢のもとで、国政の問題でもあり、一地方議会がどうこう言う問題ではないのではないかという意見も出されました。その他、もろもろの意見も出されました。今、大森議員が言われたような発言もありました。そういう点では、状況が状況の中で、やっぱり集団的自衛権が必要だという意見が大勢を占めましたので、そういう結果になりました。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 益子輝夫君には、一般質問でも国の問題をさんざん取り上げておきながら、こういうような委員長報告を容認するようなことは、私は賛成できないわけです。

国の問題をさんざん取り上げてきたでしょう。戦争は微妙な問題でもあるけれども、地方議会として、当然こういうふうな戦争を引き起こすようなことに国が導かれていくような、こういう集団的自衛権を認めるような、こういう国の今までの方針を変えるような重大な問題に対しては、地方の議会がしっかりと撤回するようにと求めるのは当たり前のことじゃありませんか。委員長が今まで一般質問で取り上げたようなことと矛盾するような報告をしているわけです。この点ではどういうことを考えているか伺います。

○議長（大金市美君） 答弁されますか。

益子委員長。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） おっしゃるとおり、私は一般質問でもそうやってきました。しかし、総務企画常任委員会の委員長としての結果を報告しているのであって、私個人的な意見は差し控えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 個人的な意見をさんざん、ほかの人のことを言ったわけですよ。自分も、委員長でありながらも、自分の意見をきちんと言って、その上で総務常任委員会での論議内容をきちんと報告するというのが当たり前のことでしょう。国の問題とか、繊細、微妙な問題だからだめだというようなことを言ったのでは、理解しがたいような報告になっていると思います。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） ないようですので、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 私は退席をさせていただきます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫議員より退席願いが出ました。これを許可いたします。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君退席〕

〔「委員長が退席するというのはどういうことなんですか、それはないでしょう、議長」と言う人あり〕

〔「発言はできないでしょう」と言う人あり〕

〔「今言っているでしょう、異常なことを」と言う人あり〕

〔「議長から求められてないでしょう」と言う人あり〕

〔「求めなくても当然でしょう、委員長が出ていっちゃったら話にならないでしょう」「議事進行」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 議事進行いたします。

陳情第1号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大金市美君） 起立少数と認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

〔「私は起立していましたからね、それで少数でしょう、委員長が出ていっちゃうのはおかしな話でしょう」「議事進行」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 益子輝夫議員、入室していただきます。

ちょっとすみません、休憩ですね。

そろい次第再開いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君入場〕

○議長（大金市美君） それでは再開いたします。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情の採択については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、8月12日に栃木肝臓友の会、鈴木和雄氏から提出されたものであり、陳情の内容は、ウイルス性肝炎患者が蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであること、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度はあるものの、助成の対象から外れている患者が相当数に上り、高額な医療費負担で生活に困難を来していること、肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定対象とされているが、医学上の認定基準が極めて厳しい実態であること、これらのことからウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設、また、身体障害者福祉法上の障害認定基準の緩和などについて採択の上、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

障害者福祉の充実と、医療費に対する経済的支援からも本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大田市美君） ただいま教育民生常任委員長から、発委第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 追加日程第2、発委第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は先ほど採択されましたウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

の採択についてに基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（大金市美君） 日程第15、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第16、陳情第4号 集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情を議題とします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、益子輝夫君。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君登壇〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、8月25日に鈴木庸一氏から提出されたものであり、陳情の内容は集団的自衛権行使を容認した閣議決定による憲法解釈変更の手続は、法による行政行為の権利乱用に当たり違法であるとして、閣議決定の撤回を求めるものであり、議会においてこの手続に異議を唱えるものとして採択の上、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

さきの陳情第1号と同種の内容であり、陳情内容に含まれる問題は国の問題であるとともに、現下の国際情勢や外交政策に深くかかわっており、非常に繊細かつ微妙なものと考えてるものであります。また、憲法解釈変更の手続についての違法性については、司法判断に委ねるべきものと考えてるものであります。

陳情第1号と同様に、陳情者の主張は理解し得る点もありその主張をことさら否定するものではありませんが、他方、賛同するとまでは認めがたいものであります。

よって、本陳情の趣旨は賛同でき得るものも一部認められますが、採択すべきものとも

は認めがたく、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 先ほどの陳情第1号と同じものでありまして、趣旨説明も同様なものであります。ですから、私もそういう点では賛同しがたいということです。

ただし、先ほどは感情的に多少なりましたので、多少も混乱したようなこともあったと思いますし、委員長も退席というような異常な事態になったことでありますけれども、しかし、地方議会でこういった憲法違反と言ってもいい事態になったときに、意思表示をきちんと出すのが私は地方議会の役目だというふうに思うんですね。ですから、この集団的自衛権に対して、戦争にこの日本が引き込まれるような、そういう事態に、閣議決定で決めたわけですから、私はこの陳情に対しても賛同して意見書を出すような、そういうことをすべきだというふうに思ったんです。

委員長は、再度、先ほどの、国の問題であると、あるいは繊細、微妙な問題であるから採択できないというようなことで報告されましたけれども、この点で明快な答弁をもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子委員長。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 大森議員にまず申し上げたいのは……

〔「聞いてないことを言わなくていいですよ」と言う人あり〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 私の個人的な見解は申し上げる場ではありませんので、それは前もって断っておきます。企画常任委員会の意見としてまとまったことを申し上げているだけであって、私の個人的な意見は差し控えさせていただきます。

そうですね、先ほども話しましたが、国際情勢上、集団的自衛権が必要じゃないかと。あとは、いろいろな危惧する声もありました。今の情勢下で、防衛という問題がどの辺まで防衛と見られるんだろうかと。あとは、今すぐ戦争にはならないだろうけれども、そういうことを危惧する声もありました。それと同時に、憲法にも書いてあるように、結局救助があって海外へ行っても戦争はしない、または自衛隊が殺されたり殺すこともなかったというのは、憲法第9条があったためだという意見も出されました。

あとは、今、大森議員がおっしゃったような、憲法で結局集団的自衛権の閣議決定をやったと、憲法を無視してやったという意見も出されました。本来は、確かに大森議員の言われるように、衆参それぞれ3分の2以上の賛成が必要であって、最終的には国民投票するということが憲法上に明記されているという意見もありました。そういう意見も踏まえて、しかし多数の意見が集団的自衛権は必要なんじゃないかということになった結果になりますので、以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） その、これを議運、議会運営委員会等で、あるいは総務常任委員会で審議して、その結果を委員長は報告すると。だから個人の意見を言うということは、それはできないわけですよ。それは当然なことなんです。個人のことを言って報告するわけではないから、わざわざそんなことを言う必要ないんですよ。そんなことはわかりきった話なので、委員長報告は。だから退席する必要もなかったわけですよ、別に。ただ、採決を求められれば、どういう態度表明をしなくちゃならないかということで、委員長みずから退席しちゃったということだと思えるんですけども、異常なことだと思えるんですね。

で、私はその総務常任委員会のこの陳情に対して、どういう論議をしてこういう委員長報告になったかということ、結論的には5人ですから、賛成が多ければ採択すべきものと報告するはずだったわけですけども、少数だったわけでしょう、総務常任委員会では。だから、できればその総務常任委員会でも質疑内容を、多少言いましたけれども……

〔発言する人あり〕

○議長（大金市美君） この件に関しましては、先ほどの、前の件と今の件と委員長から報告ありましたので、何回も同じことになると思いますので……

○6番（大森富夫君） その常任委員会での、5人ですからね、常任委員会は。だから3対2で多数になれば不採択と。不採択が多数になればそういうような委員長報告になるし、3人が賛成ならば採択すべきものというふうに委員長報告になるんだろうというふうに、そういう内容なんですよ。だから委員長、そこまでも報告してもらいたいなと思ったわけですけども、どうでしょうか。

○議長（大金市美君） これ、あの、ここで、委員長報告で決まりですから、もうそこまで報告しなくても。あとは皆さんに委ねますから。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論もないようですので、討論を終わります。

陳情第4号 集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。

陳情第4号に対して、採択することに賛成の方のご起立を求めます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 益子輝夫君。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 退席を求めます。

○議長（大田市美君） 退席願いが出ました。これを許可いたします。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君退席〕

〔「それは無責任でしょ」「議事進行」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 陳情第4号、原案に対して採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大田市美君） 起立少数と認めます。

よって、陳情第4号は委員長のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

益子議員が入場されるまでちょっとお待ちください。休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君入場〕

○議長（大田市美君） 再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、今期定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしま

した。

会議を閉じます。

これにて平成26年第5回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分